

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業開始のお知らせ

以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、葛飾区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり事前周知を行います。

事業の用に供する 住宅の所在地	葛飾区	丁目	番	号
住宅宿泊 事業者	住 所			
	氏 名			
	連 絡 先			
住宅宿泊事業を開始し ようとする日				
住宅宿泊事業開始後の 緊急時連絡先				
苦情への対応方法				

住宅宿泊事業法第9条第1項に基づき、宿泊者に対して以下のとおり説明を行い、周辺地域の生活環境に配慮して営業を行います。

騒音の防止のために 配慮する事項	
ごみの処理に関し 配慮すべき事項	
火災の防止のために 配慮すべき事項	
喫煙に関して 配慮すべき事項	
その他配慮すべき事項	